門司駅員の引責自殺と山川健次郎言責事件

——二つの忠君愛国をめぐって——

小　股　憲　明

はじめに

明治44（1911）年11月11日夜，一人の門司駅員が鉄道自殺を遂げた。前日10日の午前中に，同年の陸軍大演習に親臨，統監するために久留米に向かう天皇一行が乗車する予定の特別列車を，門司駅構内での入れ替え作業中に脱線せしめ，その復旧まで約1時間にわたって天皇を待たせた責任をとったのであった。

この引責自殺を巡って，福岡玄洋社が顕彰碑を建てる計画を発表したのに対し，九州帝国大学総長山川健次郎が引責自殺には賛成できず，建碑には反対であるとする意見を新聞誌上に発表するに及んで，その発言の是非を巡って世論は沸騰し，ことはついに山川総長言責問題として，帝国議会において山川総長や内閣・文部大臣の責任を追及する質問書が提出されるところまで発展した。

この事件を仮に「山川健次郎言責事件」と呼んでおきたいが，これは，明治43（1910）年5月に検挙が始まった大逆事件，および大逆事件が重要な契機となって発生した明治44年初頭の南北朝事件の直後，それらの事件の衝撃が人々の心に未だ生々しい痕跡を止めている時期に発生した不敬事件であり，また明治期に数多く発生した不敬事件史の最後に位置するものの一つでもある。

筆者はかつて，この事件に関する帝国議会衆議院における質問と政府答弁書について簡単に触れたことがあるが[1]，この事件の事実経過について未知のままであった。そこで以下小論では，まず当時の新聞報道や『男爵山川先生伝』などによってこの事件の発生から終局にいたる事実経過をできるだけ忠実にたどり，それをもとに，不敬事件としてのこの事件の意味と明治期における「忠君愛国」の二様のありようについて考えてみたい。

特別列車脱線事故と門司駅員清水正次郎の引責自殺

明治44（1911）年11月11日から14日にかけての4日間，福岡県久留米市を中心とする地域に

おいて陸軍大演習が挙行された。明治天皇はそれに親臨すべく，同月７日東京を出発し，９日は山口県三田尻の毛利公爵別邸に宿泊し，10日は午前11時55分に下関港を出て，午後０時15分門司鉄道桟橋に上陸した。同桟橋待合所において５分間休憩の後，直ちに門司駅に移動して羽犬塚駅までの特別列車に乗車の予定であった。ところが，「御召列車門司発車準備の為め陸線より下り本線に入換の際，御料車の蓋，風の為めに煽られてポイント（独乙式）の執手に絡み付き，ポイントメン倒れポイント顛換し，御召列車の後部車輪脱線」[2] という事故が発生し，復旧まで２時間程度を要したため，予定の時間に発車できなくなった。そのため，天皇は５分間休憩する予定であった桟橋の粗末な待合所で１時間ほど待機し，午後１時20分に待合所を出て馬車に乗り，沿道で待ちかまえる奉迎の人々の前を通過して門司駅に至り，直ちに特別列車に乗車して南下した。結局同列車は12時30分の発車予定を１時間遅れて，午後１時30分に門司駅を発車したのであった。

翌11日付の『福岡日日新聞』は，発車時間の変更について「門司駅構内に於ける御召列車の都合にて予定を御変更あらせられ一時間余御休憩あり」[3] と簡単に報じているだけで，地元の新聞でありながら，事故については何も触れていない。それは，後日の同紙によると，現地の鉄道院側が事故の報道を押さえたためだと思われる。地元紙は押さえたが，東京や大阪の新聞が一斉にこの事故を報道した。すなわち，11日の『東京朝日新聞』は門司特電をもって，「御召列車脱線　門司駅の大失態」との見出しのもとに，「是が為め畏れ多くも至尊の御身を以て鉄道桟橋元旅客待合所の一隅に玉体を駐めさせ給ひぬ……此大失態大不敬」[4] と報じ，また『大阪毎日新聞』も，「鉄道院の大失態」との見出しで「原総裁初め鉄道院の面々非常に狼狽して恐懼措く処を知らざる有様」[5] と伝え，鉄道院の責任を追及する構えを見せていた。

ところが11日夜，九州鉄道管理局門司駅「構内主任兼操車掛鉄道院書記清水正次郎」[6] が，下関側の一の宮，勝山間のトンネルの中で頭部と胴体が轢断された自殺体となって発見された。

清水正次郎（門司市丸山通７丁目，博多瓦町生まれ，34歳。32歳，35歳とした報道もある）の遺体から血染めの遺書が２通発見されたが，いずれも電報頼信紙に鉛筆で片カナ書きされたもので，１通は鉄道院総裁，局長，各課長，駅長，同僚間に宛てて「御召列車，入れ替えの際，事故にかかりやい，実に残念，その晩自殺，するつもりれした，けれども責任者が判明せぬわ，駅長さんにすまぬと，思い，あらかた責任者も，分かりしよて，幹部に申し訳のため，自殺す」（原片カナ）とあり，もう１通は結婚２年目の妻紀賀子（24歳）に宛てたもので，「後わ，宜しく頼む，一口も，知らせんは，許して下さい」（同前）とあった[7]。

このように清水正次郎は，脱線事故の責任をとって鉄道自殺を遂げたのは明かであったが，彼の遺書によると，その引責自殺は，天皇に対する引責ではなく，「幹部に申し訳のため」のそれであった。清水の自殺は，以下にみるように，忠君，大和魂の見本として喧伝されていくのだが，かれの自殺の直接の動機が，彼自身の忠君にあったのではなく，職場の上司に対する

責任にあったということを，記憶に止めておくべきであろう。

『福岡日日新聞』によると，清水は明治31（1898）年6月門司駅員に採用され，41（1908）年6月構内主任になり，陸軍大演習の準備に関係者が多忙を極めていた44年9月に鉄道院書記に任ぜられた[8]。「是迄十三年間一日も欠勤せざる精勤者とて管理局より前後八回の褒賞を受け」[9]たというから，刻苦勉励で生真面目なタイプであったことが窺える。清水がそのような人柄であったとすれば，事故の責任を人一倍重く感じたとしても不思議ではない。しかしそれにしても，それは命と引き換えにしなければならないような事故であっただろうか。「御召列車」という特別な列車であったにせよ，脱線したとき，天皇はもとより，随行の誰もまだ乗車していなかった。怪我人もなく，ただ天皇一行の予定を約1時間狂わせただけである。引責自殺は，ちょっと大げさに過ぎるように思われる。大げさに過ぎるというのは，戦後生まれの筆者がそう思うというだけでなく，当時においてもそう感じた人々がいたのであり，そのことを公けに卒直に表明したのが，九州帝国大学総長山川健次郎であった。

しかしまた，天皇の行幸を迎えるための現地の準備状況と緊迫感を考えるとき，清水が引責自殺にまで追い込まれても無理ではない状況が確かに存在していたとも言える。この点を理解するために，以下に脱線事故が発生するまでの現地の状況を見ておきたい。

駅員自殺の背景となった陸軍大演習

当時例年挙行されていた陸軍大演習は，この年福岡県久留米市を中心に実施されることとなっていた。当該時期の『福岡日日新聞』を見ると地元福岡県，久留米市および佐賀県を初め関係各自治体などが，非常に神経を使って早くからその準備を進めていたようすが窺える。筆者は9月1日から大演習が挙行され，天皇が東京に帰着する11月19日までの同新聞を閲覧してみたが，その間連日「大演習準備彙報」，「大演習彙報」などの欄が設けられて，準備状況が逐一詳細に報道されている。以下にその準備状況を簡単に見ておくこととするが，特に断らない限り情報源は『福岡日日新聞』であり，煩雑を避けるため，報道の日付も省略する。

演習区域内の各自治体は早くから天皇への献上品（特産品）の選定，製作に着手し，また審査委員会を設けて行在所の一室において「天覧」に供する刀剣古書画の選定作業を進め，あるいは天皇からの「お召し」の栄に浴する県下実業家の人選を行うなどしている。さらに久留米市はもちろん，天皇の列車が通過する沿線各地では，伝染病などが発生して天皇の行幸が中止されるようなことがあっては極めて不名誉であると，下水の改修などを行い，住民や飲食店などに対しても衛生，防疫の徹底を図り，伝染病院や隔離病棟を整備し，「検病的戸口調査」を厳重に行うなどしている。また，葬儀に関して「何種の死者たるに拘はらず会葬者は当分の内喪家に於て飲食せざること」まで命じている。通夜の席などで親類縁者や近隣の者が集っての飲食が習わしの民衆に取っては，まことに迷惑な話しであっただろう。特に天皇が滞在する久

留米市内では医師会を動員して，11月１日以降毎日，沿道筋全戸に対する健康診断を実施するというものものしさであった。

鉄道沿線の民家などに対しては，「不体裁なる家屋の外方に板囲又は竹垣」を設けさせるということまで行われているし，道路の改修，沿道への桜の植樹なども進められている。

大演習のためには，行在所，講評所，野立所，厩，４千名収容の大宴会場，外国武官宿舎，観兵式木柵，その他の建築工事が必要で，久留米市におけるその進行状況も逐一細かに報道されている。

天皇の行在所は，県立明善中学校の校舎の一部を取り壊して新たに建築されたが，工事従事者211名に対しては，久留米警察署より検疫官が出張して毎日健康診断が行われた。行在所の庭園敷地に当てるため，明善中学校生徒控所は撃剣道場跡に，撃剣道場は校庭の他の場所に，それぞれ移転している。演習中の統監部には久留米高等女学校が，外国武官宿舎は久留米商業学校が，皇族，供奉員の宿舎には市内各高等・尋常小学校が，それぞれ使用されたが，いずれも相当の改修工事が行われている。

これらの学校は演習にともなって休校せねばならなかったわけだが，例えば久留米高等女学校では，学校の備品類の一切を他に移転し，空き家同様にして使用に供する必要があるため，大演習の実施日を挟んで前後都合４週間の休校が必要だと報じられ，明善中学校，久留米高等女学校は10月20日より休校，商業学校，関係小学校は同24日より休校となっている。久留米商業学校も，校具の一切を取り除く必要があり，校庭にテントを張って収容すると報じられている。これらの学校ではすべて，演習の使用に供する間，御真影を演習に使用されない他の学校へ「奉遷」し，各２名の職員が御真影守護のために宿直する体制が取られている。

このように学校は１ヶ月間も休校するなど，今日では考えられないような多大の犠牲を払っているわけだが，同時にメリットもあった。一時の犠牲を忍べば，天皇の行在所や大演習に使用されたという学校の「名誉」だけではなく，通常の予算ではなかなか措置されない校舎の改築，改修などの要望がかなえられるという実利もあった。これは道路改修，下水整備，植樹などについても言えることで，そのようなあとに残る実利があるから，一時の犠牲も忍べるのである。忠君の建て前の背後にある学校，自治体それぞれのこのような打算も，承知しておかねばなるまい。だがそのような打算は，言うまでもなく天皇の権威をますます高めるように作用するのである。

福岡県当局は天皇に献上する『県治要覧』１冊，『記念写真帳』４冊の編集，刊行を行い，「久留米教育支会」では，天皇の奉迎に際して学校生徒に歌わせるため，「第一　儀式の歌」，「第二　行進歌」の２種類の「奉迎唱歌」を選定し，奥参謀総長，寺原知事，大迫第18師団（久留米師団）長らの題字を付して刊行している。その「行進歌」は，一番に「六千余万の同胞を　一子と思しみそなわす　君の恵みに比ぶれば　筑紫の海も深からず」とあるように，天皇

の仁愛の深さと，それに応える天皇への忠節を説くものであった。天皇滞在中，久留米市内の各学校生徒がこれらの奉迎歌を歌いながら市内を提灯行列した。

10月３日から７日にかけては，栗原宮内書記官，日野西侍従らが久留米，福岡，門司，その他演習地域を視察して廻り，関係者と打ち合わせをしている。また内務省警保局長，衛生局長もそれぞれ下検分に訪れている。

駅員清水正次郎が自殺することになった門司でも，門司港桟橋の改築，桟橋建物全部の内外の塗り変え，桟橋休憩所改築，桟橋から門司駅までの「桟橋通り」の改修，門司駅舎の塗装変えなどの構内整備，駅前の整備などが進められたほか，桟橋通り両側の露天商も一時撤去されることとなった。「其快諾を得て」と報道されているが，門司市役所や警察から一時撤去を求められた露天商にとって，「快諾」する以外にどのような対応が有り得たであろうか。商店の看板も「不体裁のものなれば殆んど全部之亦一時撤去せしむる」こととなった。このほか鉄道沿線の「不体裁」な家屋の目隠しなども，住民が「すすんで」していると報道されているが，否も応もなかったというのが実態であろう。

警察の警備体制も着々と進められ，演習にともなう臨時の電話網の敷設も行われた。また，詳細な「沿道拝観者心得」「演習拝観者心得」も公表，指示され，沿線各地で学校生徒その他を整列させての奉送迎の予行演習が，警察の指導下に数次にわたって行われた。

地元がこのように奉迎準備を整えつつある一方で，宮内庁は，久留米での陸軍大演習の挙行を契機として，九州各県の歴史上の人物，幕末維新期の志士やその遺族，学者などへの追贈追賞や恩賜金の下賜などを行っている。例えば，江藤新平の未亡人に皇后より下賜金を与え，黒田長政，亀井南溟，亀井昭陽，宮崎安貞，青柳種信，伊藤常足などに贈位を行っている。

九州鉄道管理局では，特別列車の運行に備えて，局員や現業職員に対し早くから綿密な指示を行っており，「其細心なる注意を払ふは実に驚く計りなり」[10] と報道されるほどであった。下関から門司まで天皇一行が乗船する「初加勢」も坂本海軍中佐ほか関係者が同乗して試運転を行っている。10月26日には７両編成の特別列車の試運転が行われ，さらに11月４日にも天皇一行が乗車する予定の門司～羽犬塚間の試運転が行われた。11月８日には門司桟橋から門司駅まで天皇および随行者が乗る馬車の試運転も行われた。船，馬車，汽車ともに，天皇の乗り物はすべてあらかじめ試運転が行われて，万に一つの事故もないように細心の準備が進められていたのである。

門司駅周辺の奉迎

このように『福岡日日新聞』の伝える準備状況をたどってくると，大演習の日，すなわち天皇がやってくる日が近づくにつれ，関係者の緊張はいやがうえにも高まっていったことが，紙面からひしひしと伝わってくる。天皇を「奉迎する」ということは，それが大変な名誉とされ

ていただけに，関係者一同が，少しの過誤も許されないという心理状態になるのも当然であった。清水正次郎も，「鉄道院書記清水正次郎記念碑銘」[11] によると，「臨幸に先ち，下僚を会して之を激励して曰く，龍車を転運するは，是れ千載の一遇，吾儕の任実に重し。万一過誤有らむか，当に鉄軌を枕にして死すべきのみと。」という覚悟であったという。死後の碑文であるから誇張もあろうが，極度に緊張して当日を迎えたであろうことは容易に推察できよう。

このようにして迎えた天皇行幸の当日，門司市では，海岸から桟橋通りを経て門司駅に至る沿道には白砂が敷き詰められ，門司駅前広場には大国旗４組８流，中国旗24，小国旗108を取り付け，電灯754個のイルミネーションを点灯した奉迎門が建てられて，大勢の人々があらかじめ定められた位置について，通過する天皇を奉迎すべく待ちかまえていた。この時の「門司奉送迎者序列」は次のようになっていた。桟橋より門司駅にいたるこれらの奉送迎者は約１万人であったが，これ以外にも数万人が周辺で送迎したと報道されている。

▲桟橋より停車場に至る左側

学校生徒○海員掖済会員○武徳会員○義勇艦隊献金者○帝国軍人後援会員○海事協会員○赤十字社員○新聞記者及び赤十字社特別社員○軍資金品済生会千円以上献金者○文部省教育功績状受領者○紅藍緑黄綬章佩用者○多額納税者○特別大演習地方委員○有位帯勲者（正七位勲七等以下）○郡町村会議員○神職僧侶諸宗教師○町村長○門司市参事会員及び市会議員○在郷軍人会員（将校同相当官を除く）○現役軍人下士以下○県会議員○県会議長及び副議長○有位帯勲者（従六位勲六等以上）○貴衆両院議員○文武高等官及び高等文官待遇者○陪観将校○各宗管長○華族

▲同上右側

学校生徒○軍人遺族及び廃兵○愛国婦人会員○特志看護婦人会員及び赤十社字婦人会員○将校婦人会員及び高等官婦人○高齢者○鉄道管理局○其他判任官○高齢者

かくて門司市内のほどんどの人びとが，それぞれに定められた位置に着き，今か今かと固唾を飲んで天皇の通過を待ちかまえているなかで，青天の霹靂ともいうべき脱線事故が発生したのであった。たとえそれが，天皇一行が乗車する前の空車であり，短時間で復旧し，車体の損傷もなくそのまま運行が可能であった軽微な事故であったにせよ，万に一つの遺漏もないように早くから関係各方面が準備万端整えてきた中での分刻みのスケジュールを狂わせたということが，あるいはまた，それが天皇乗車中であったならばという仮定の恐れが，関係者に取ってどれほどのショックと不名誉であったか，『福岡日日新聞』の紙面を日付に従って読み進んで来て，事故の報道記事に至ると，容易に想像できる。それは奉迎のために沿道に待ちかまえている学校生徒や一般の人々を待たせることでもあり，その人々に事故が知れ渡ることでもある。

当事者の責任追及も当然予想される。事実，事故翌日の各新聞が早速「大失態」，「大不敬」と報じたことからもわかるように，マスコミ各紙も，清水の自殺が報道されるまでは，鉄道院当局の責任を追及しようとする姿勢を見せていた。このような事故でことごとしく当局の責任を追及しようとするマスコミの報道姿勢は大いに問題であったと思われるが，それを問題視する声はまったくなかった。

このように見てくると，事故のもっとも直接の責任者である門司駅構内主任が，死をもって償わねばならないと思い定めるところに追い込まれても不思議でない状況は，確かに存在していたのである。しかも事故をきわめて重大に受けとめたのは，自殺した清水のみではなかった。「原鉄道院総裁は西園寺首相を経て待罪書を闕下に捧呈せしが，昨日侍従長を経て其義に及ばず将来注意せよとの恩命に接し，総裁は恐懼措く処を知らず鞠躬如として御所を退出したり（久留米発電）」[12] と報じられているように，この事故は，鉄道院当局にとっても総裁原敬が直ちに「待罪書」を提出しなければならないほどの重大事だと考えられていたのである。たかが空車の軽微な脱線とはいえ，関係者にとって，ことはそれほどの重大事なのであった。12月になって，九州鉄道管理局長藤田虎力，同運転課長具島恒雄，門司倉庫主任技師硲栄，門司駅長渡辺六三郎にたいして，譴責や減俸の処分も行われている[13]。

自殺駅員清水正次郎への同情と賛美

さて，記述を駅員の自殺以後のことに戻すが，この引責自殺について各紙は13日になって一斉に報道を始め，「憫むべき自殺　門司駅構内取締轢死す」[14]，「門司駅長は『早まりたることをなし遺憾此上なしと』哀惜の涙に暮れ居れり（門司電）」[15]，「地位の低き職分を以て責を負ひ死して罪を謝したるは気の毒の至りと云ふべし（門司電報）」[16] などと，同情の念を表明している。かくして脱線事故について当局の責任を追及するかに見えた各新聞の報道姿勢は，むしろ自殺した駅員に対する同情と賛美の姿勢に転換した。清水の引責自殺によって，鉄道院当局はマスコミの責任追及の鉾先から免れた恰好であった。

このような中で，清水正次郎の引責自殺は「天聴に達し」，明治天皇は11月22日「金三百円を遺族に賜ひて之れを愍みたまふ」[17] た。その際渡辺宮相は，「過般門司駅構内主任鉄道院書記清水正次郎死去の旨　聖聴に達し忽ち祭粢料御下賜ありたるは　天恩海岳の如し，吾等は曩に右の事件に対し洵に恐懼措く所を知らざりしに，今や却つて此の優渥なる御沙汰あり，之を拝承しては乾徳の宏大無辺なるを仰ぎ見て唯々感泣の他なく，益々聖恩の万一に奉公せむ事を期せざるべからず云々」[18] との談話を発表している。

また事故当時天皇に随行していた栗原宮内書記官，日野西侍従が発起人となって，「当時の供奉員を始め一般宮内官に対し弔慰金を募集」[19] したが，その金額は580円に達した[20]。「青山東宮御所女官一同」からも「弔慰金十五円寄贈あり，鉄道院を経て伝達したり（東京電話）」[21]

という。一般からの弔慰金も多数寄せられ，12月24日までに，恩賜金を除いて2,277円余，さらに12月25日から1月5日までの間にも191円余が寄せられている[22]。また，福岡県内務部長・警察部長の発起で職員より集められた義捐金が約700名から200円であったという[23]。

11月24日に清水の二七日の法要が行われているが，それに合わせて渡辺門司駅長官舎に親族一同が集まり，清水正次郎夫婦には子どもがなかったので，その相続者についての相談が行われている。その際，渡辺駅長が「清水家の血統を断つは此際社会一家の為め忍びず」として，未亡人紀賀子の弟で大分県佐伯中学校在学中の矢田秀三（16歳）と，正次郎の実兄で京都在住の清水義太郎の長女豊子（3歳）を養子にして相続者にしようと提案したところ，親族一同も異議がなく，目下養子側の両親に交渉中であると伝えられているが[24]，それが実現したのかどうかは，その後の報道がないのでわからない。

玄洋社の建碑計画

自殺した駅員に同情し，賛美する世論が沸き上がり，多数の弔慰金が寄せられる中で，明治44（1911）年11月25日『福岡日日新聞』紙上に，九州鉄道管理局長藤田虎力の次のような談話が掲載された。

> 思ふに或事故に際し挺身之を救助せんとし，已むなく身を殺すに至りしものは真に献身的行為として称揚すべきも，此の如き関係なくして，既に事後に於て自ら身を殺したるものは聊か趣を異にす。之を今回の清水の場合に於て見るに，其責任を重ずる精神は誠に賞讃すべきも，已に事後に於て自殺せしは遺憾の次第なり。其の自殺する程の精神を以て，今後益々事業に精勤せば却て功果の大なるものありしならん……今回の事件の如きは或は教育上の活題となることもあらんが，其場合には宜く忠誠の精神といふことと自殺するといふこととの区別を十分明かにし，児童の精神を誤るが如き事無き様，切に注意を望む次第なり[25]。

事後において自殺するよりは，ますます職務に精勤すべきだったとして，清水の引責自殺に対する行き過ぎた賞讃を戒め，またこの種の事件を忠誠の活模範として称揚しがちな当時の教育界の体質に対して，忠誠と自殺とは別だと釘を刺す，まことに合理的で冷静な意見であった。藤田自身，九州鉄道管理局長として責任を問われる立場にあり，既述の如く，この後実際に譴責処分を受けているのだから，このような発言には相当の勇気を要したであろうが，この談話を掲載した『福岡日日新聞』は，明治13（1880）年4月創刊で，九州改進党系（中央政界では自由党系），ついで政友会系の新聞であった[26]。政友会は時の政権政党である。

福岡政界でその『福岡日日新聞』に対抗していたのが玄洋社の機関新聞『九州日報』である。

その前身は玄洋社の頭山満，杉山茂丸らが明治20（1887）年８月11日に創刊した『福陵新報』で，明治31（1898）年５月10日『九州日報』と改題した[27]。玄洋社は明治44（1911）年第28議会当時，中央の政党では立憲国民党につながっており，福岡県選出の国民党代議士的野半介は玄洋社員，同福本誠（日南）は，かつて新聞『日本』記者であり，『九州日報』社長兼主筆（明治38年11月～42年12月）を務めているから，玄洋社社員ではなかったが，準社員と言ってもよい。このように『福岡日日新聞』と『九州日報』は，それぞれ福岡における与党政友会系と野党玄洋社＝国民党系の新聞として，激しく対立しあっていた。

藤田談話が掲載された３日後，その『九州日報』は，「故清水氏の建碑計画と玄洋社　清水氏の死は国民性の精華也武士道の大義也」と題する社説を１面トップに掲げて，清水の引責自殺を次のように賞讃した。

> （前略）身に軍服を纏ひ，剣を佩する者のみが国家の干城には非らず。……陛下の赤子は等しく之れ国家の干城たるの意味に於て，平等なりと云はざる可らず。清水氏の死は忠君愛国の熱血が，此眇たる一小吏の血管に沸き返へるものあるを証するものにして，時恰かも大演習に際したることとて，一層深かき印象を与ふるものあり……皇室に対する彼の心事より出でし行為は，洵に一掬同情の涙なきを得ざる所にして，悲壮痛烈なる彼れの一死は，正さに之れ武士的最後として，一世の挙つて感激する所なりとす。三千年来光輝の歴史を一貫して，現代に磅礴する日本民族特有の大精神は，寔に此の一個可憐の下級小吏に依りて，遺憾なく明々地に発揮せられたり。而して其の責任を重んずる斯の如きは，誠に当代の珍にして，武士道の精華として一世を覚醒するの力あるを覚ゆ[28]。

玄洋社＝『九州日報』によって，清水の死は「皇室に対する彼の心事」，「国家の干城」，「忠君愛国」，「日本民族の大精神」，「武士道の精華」といった意義を与えられたのである。しかし，ここでもう一度はっきりさせておきたいのは，清水正次郎は，その遺書によると，「皇室に対する彼の心事」から自殺したのではなく，「幹部に申し訳のため」（前引）というように，身近な鉄道関係の上司に対する責任を感じて自殺したのであったことである。当日直ちに自殺しなかった理由を「責任者が判明せぬわ，駅長さんに済まぬと，思い」（前引）と述べていることからも，彼の責任意識が天皇に対してではなく，もっぱら鉄道関係者に対してのものであったことは，明かであろう。彼が死を決意したとき，その意識の中には，「国家の干城」「日本民族の大精神」「武士道の精華」などといったコトバは，おそらく何もなかったであろう。にもかかわらず，清水自身における死の動機には一顧だに与えられず，彼の死は，もっぱら「忠君」という側面から賛美されることとなったのである。玄洋社＝『九州日報』の価値観が，彼の意識とは関わりなく，清水の死にそのような意義を付与したのである。

同日の『九州日報』は，２面において「恩賜金到着」と題して，27日に天皇からの祭粢料300円が藤田九州鉄道管理局長から遺族に伝達された模様を報じ，さらに３面に「我玄洋社は此の大なる意義を有する清水氏の一死を永久に紀念せむが為め，茲に建碑の計画を樹て……具体的成案は追て之れを発表すべきを以て江湖の士賛同あらんことを望む」[29] という，玄洋社による11月27日付の「故清水政次郎氏建碑計画」を掲載している。

ところで，この建碑計画の発端は，福岡筥崎宮の葦津耕次郎の回想「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」[30] によると，久留米での陸軍大演習終了後，葦津が陸軍少将明石元二郎，福岡県知事寺原長輝と上京する車中で，「何とかして霊を慰め義魂を世に表彰してやりたい」との相談がまとまり，そのことを玄洋社社長の進藤喜平太に話すと，「さう云ふ話は三人のみでやられては困る。是非玄洋社にやらせて欲しいと言ふことであつたので玄洋社発起で資金を募集する事になり，計画を九州日報に発表した」のだという。

この計画に対しては，清水の同僚であった門司駅員たちから直ちに反応があり，「門司駅員一同は大に其美挙を賛し，渡辺駅長一同を代表し，金五〇円に」書状を添えて，玄洋社社長進藤喜平太宛に送付して来た[31]。また一般からの寄付も寄せられている[32]。

九州帝国大学総長山川健次郎の自殺批判と建碑反対

ところが，この建碑計画に真っ向から反対する意見が現れた。12月２日『福岡日日新聞』に掲載された，清水正次郎の引責自殺には賛成できない，建碑計画には反対であるとする山川健次郎九州帝国大学総長（在任明治44年４月～大正２年５月）の，次のような談話がそれである。

> （前略）士たる者は自殺して申訳を為すべき場合があることを認めるものですが，しかし今回の門司駅員の行為に対しては賛成しません。固より死者の心事に対しては同情すべきでありますが，彼の事件が果して生命を捨てんならん程の重大な事であつたでせうか……彼の行為を賞賛し或は碑を建てて之を表彰するなど云ふ様な事に至つては，何うあつても同意する訳に行かないのです……鳳車の遅滞は固より恐懼の事ではあるが，其申訳の為として　陛下の赤子たる大切な「お人」を殺すと云ふ事は，果して　陛下の叡慮に叶つた事であつたかどうか。近来往々世間に聞く所ですが，学校などで火災の時御聖影を救はうとして生命を捐てる校長などがある様ですが，御聖影は無論大切に相違ない，併し折角相当の教育を受けて国民の教育に従事して居る教師の生命と孰れであらふ……御聖影を救はん為めに人事の限りを尽すは当然ですが，併し兎ても駄目だと極つて迄も尚も生命を以て救ふと云ふのが，果して叡慮に叶つた行為か私は大に疑ふのであります。門司駅員の行為を賞賛し奨励すると云ふ事は，取りも直さず自殺を奨励することになるから，大に考へ物だと思ひます……人間の生命も少し経済的に使用して，出来得る限り国家の為めに尽し

て死ぬと云ふ事にしたいと思ふのです[33]。

引責自殺には賛成できないという点では，先の鉄道管理局長藤田虎力の意見と同趣旨であったが，藤田の意見に対しては直接の攻撃はなかったにも関わらず，山川談話に対しては，「先生の意見が一度び福岡日日紙上に現はれるや，之を以て国体を誤るものとなす似而非愛国者は一時に沸騰した」[34]のであった。それは藤田談話は建碑計画の発表前であって，直接建碑計画を批判したものではなかったのに対して，山川談話は建碑計画発表直後に直接それに反対だと明言したからであり，また，山川が元東京帝国大学総長にして現九州帝国大学総長という，教育界の最頂点に位置する人物であったからでもある。しかも，山川談話が発表されたのが，政治的に玄洋社＝『九州日報』と対立している政友会系の『福岡日日新聞』紙上であったから，山川談話に対する玄洋社の反感と怒りはいっそう激しくかき立てられたのであった。

『九州日報』の反山川キャンペーンと排撃運動

元東京帝国大学総長にして，現九州帝国大学総長（初代）という「権威」が反対新聞たる『福岡日日新聞』に発表した談話によって，建碑計画の出鼻をくじかれた（註８に掲げた「鉄道院書記清水正次郎記念碑銘」には「會々異議有リテ中沮ス」とある）玄洋社および『九州日報』は，ただちに反山川キャンペーンを開始する。

すなわち，翌12月３日掲載の横地歩兵第24連隊長談話「山川九大総長の自殺論」は，伝えられる山川発言は「学者に不似合なる説」であるから，「誤伝に非ざるやを怪みたり」とした上で，清水の自殺が「責任のため為したる者なりとすれば後進乃至天下の為め責任なる者の重大なる事を刺戟せし者にして……予は世道人心の為め同人の死を称讃するに吝かならざるもの也……（碑を建てて）之を後昆に伝ふる，何の不可あらんや」[35]と述べていた。

12月５日掲載の武士道仙「清水氏自殺問題」は，「彼清水某の如き，能く自から引決して，以て偉大の人士をして驚嘆せしむる者……然るに世に非論有り，彼を小器なりとし大切なる身命を軽んずる者とし，其甚しきに至りては　陛下の為に大切なる公民（おほみたから）を失なはしめたるは，殆んど之を不忠節なる者の如く論ずる者有るに至りては，穿鑿も亦甚だしと謂ふべき歟……彼非論者の言はアンマリなり……或者は嘗て某教員が　聖影を火中に奉出して，以て自死せしと云ふを非とせり。然も余を以て之を見れば，是論や我士道の旨に非ざるなり。抑も彼火難の如き急変の場合，豈此に分別思慮を用うるの遑有らんや。假令ば彼教員や，唐突撞遇の際，一見して至尊影の危ふきに瀕せらるるを見る，是豈得て忍ぶべけんや，乃はち一飛躍入して，以て其危きを救ひて，身は忠死せる，順死と謂ふ可きのみ。即はち是自然のみ，道義の命に随ひしなり。」[36]と，山川の主張に真っ向から反論している。

12月７日，８日には大森団次郎（経歴不詳）が，清水正次郎の自死は日露戦争旅順港閉塞戦

における「軍神広瀬中佐」の戦死と同様であり，両者とも「正に最大敬意と全力を　陛下の為めに尽したる最も忠良の臣民たるを失はざるべし。清水氏素より余生を得て尚ほ忠良の臣民ならん，然れども彼れが最後と最後の記録は歴然として其の忠節をよく語りたるものなり，帝国の国体の尊き無類なるは蓋し此の間に胚胎するものあらん。……彼れの死は彼れ一己の死に非ずして総裁以下幾多の生命を代表したる死とも或は云ひ得べし，彼れ若し此の時に死せずして徒らに余生を永らへたらんには恐らく清水氏一己の単なる屍たりしのみならんも，遂に今や彼れは幾多集合の屍となり了りたり。」[37] と述べ，また山川が御真影への殉職の例を引いたことに対しても，「不謹慎に過ぎざるやと思はる，御聖影は仮りに　陛下なり，元より臣が身を以て其の奇禍を救ふ当然の事のみ，苟も臣が命を犠牲に供するに於ても尚ほ御聖影の救はるべき道あらば何をか躊躇する，直に此の道を取るべきものなり，如斯教育者ありてこそ真に帝国の教育は全きを得るものたるなり。」[38] などと，山川の主張に対して，逐一論難を加えている。

このように『九州日報』は繰り返し山川談話への反論を掲載すると同時に，12月10日付けで玄洋社による建碑の具体的計画を「故清水氏建碑広告」[39] として公表した。この「広告」には鉄道員の制帽を被った清水の顔写真が付されており，建碑及祭典費として二千円が予定され，「江湖同情の士よりは其義捐を受く」とされている。

『男爵山川先生伝』によると，上記大森団次郎は12月13日，『九州日報』に掲載された自分の意見の切り抜きを直接山川に送りつけ，責任ある答弁を求めるという行動に出ている。山川のそれに対する返書には，「実は同新聞にて貴台御高見は拝読仕り，其後熟考候も卑見修正すべき必要認め申さず，又別に論弁の必要も是又無之様存候間，今日に至り候次第に御座候。芳墨拝見候ても別に所思に変りも無之候間，論議も不仕候に付，左様御承知被下度候。」[40] とあり，大森の要求に対するまことに断固とした拒絶であった。

また，前掲葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」によると，東京で『福岡日日新聞』掲載の山川談話を知った葦津は，直ちに福岡に帰り，山川に面談を求めて4時間にわたって論争し，「宜しく言を謝して自決すべきだ」と迫ったが，山川が自説を翻さないので，「あらゆる犠牲を払つても君を排斥する」と宣言して別れたという[41]。

山川はこの問題に関して，12月2日の談話記事以外には，自分への攻撃の議論がマスコミに登場するに至って後は，公けには全く発言していないのであるが，このように大森団次郎や葦津耕次郎の直接の要求は断固としてはねつけている。そのため，「大森団次郎氏一派の人々は，先生の此返書に接して，山川総長が徹頭徹尾誤れる所信を固執し，この不謹慎な態度を改める意志なきは何たる不徳ぞといふ訳で大に憤慨し，斯の如き危険思想を懐ける総長をして我が九州帝大を主宰せしめたことは，由緒ある九州の天地を辱しめるものであると痛論し，同地方の与論も亦此意見に雷同し，総長排斥の声は次第に高くなつて，遂に有志者の上京となり，更に玄洋社その他の暗躍の結果之が議会の問題となるに至つた」[42] のであつた。

ここに言う「玄洋社その他の暗躍」とは，どういう人物がどういう動きをしたのか，今その全貌は具体的に明かにし得ないが，前掲の「鉄道院書記清水正次郎記念碑銘」によると，枢密院副議長芳川顕正のもとに，玄洋社の「杉山茂丸及び其の郷人，慨然其の郷議を齎し来」って，碑文の撰を依頼したとあるから，杉山茂丸が山川追及について芳川顕正に何らかの働きかけをしたことは十分考えられる。彼は玄洋社の中心人物の一人で，『玄洋社社史』に「杉山は頭山を背景として政治の裏面に活躍す，出没自在秘謀縦横時に世人の其片影を捉へ得ざる事あり」[43] と評されている。

「有志者の上京」とあるうちの一人は，葦津耕次郎を指しているものと思われる。葦津は正式の玄洋社社員ではなかったが，玄洋社ときわめて近い関係にあったものと思われる[44]。彼は山川との会見後直ちに上京し，文部大臣長谷場純孝に面会を求めるとともに，山川総長の免職または転職を要求する書面を提出したという。しかし長谷場が面会しないので，警視庁へ出かけて，「長谷場文部大臣も山川総長と恐らくは同意見の如く見ゆるからどうしても面会せぬ以上止むを得ぬ，機会を見て天誅を加へるからそのつもりでゐて欲しいと告げた」[45] という。この時葦津に応対したのが誰であったかはわからないが，警視庁において現職文部大臣に対する「天誅」を宣言するなどというのは，事実とすれば，まことに乱暴な話である。しかし警視庁側としても，未だ何もしていない者を逮捕するわけにもいかなかったであろう。

かつて，森有礼文部大臣が明治22年２月11日，明治憲法発布の当日，伊勢神宮への不敬を理由に西野文太郎によって暗殺されたことは，当時の人々の記憶にしっかりと残っていたはずである。また何よりも，玄洋社は，明治22年10月18日，社員來島恒喜が外務大臣大隈重信に爆弾を投擲して重傷を負わせ，その場で自刃して，大隈の条約改正案を頓挫させた実績を持っている[46]。それだけに，「天誅を加へる」という葦津の言は不気味な真迫性があり，警視庁ではそれを単なる脅しだとは受けとめなかったであろう。さりとてその場で拘束というわけにもいかず，かといって野放しにしておくこともできないということであったのだろうか，葦津によると，官房主事湯地幸平が長谷場との会見の仲介をすることとなったという

その結果，葦津の回想によると，「今でもはつきりと覚えてをるが，二月二十八日午後十時に会ひたいと言ふ事を長谷場氏の方から申込んで来た」ので，葦津は長谷場はどうせいい加減な返事するに違いないから，「その時には天に代つて一刀を加へ，その場を去らず切腹してやらうと決心」して，懐刀を帯びて文相官邸で面会した。面会すると長谷場文相の応対は，葦津の主張に対して「如何にも尤もである。……若し貴下が二カ月の余裕を与へるならば自分も何とか手段を執らふ」と「意外の返答」であり，さらに「現代に於て貴下の如き人があるため猶国家を泰山の安きにおくことが出来るものであるとまで言」ったという[47]。

長谷場が葦津の面会要請を容れたのは，葦津の記憶に間違いがなければ，２月28日のことであり，これは後述するように，貴族院予算委員会第３分科会で高木兼寛がこの問題について質

問した翌日のことである。このとき長谷場は，山川を浜尾新総長の後任として東京帝国大学総長に転任させる方針を定めており，それを念頭に置いて，「二カ月の余裕」云々の発言となったものであろう。

このように，東京において葦津，おそらくは杉山なども，が暗躍する一方で，2月27日『九州日報』は，「山川総長辞職説　故清水氏の自殺問題に就て」と題する記事の中で次のように報じている。

> 当地方（福岡――引用者）にては，一個の理学博士としてならば兎に角，本邦最高教育府に列する大学総長の言としては余りに不謹慎なりと憤慨するもの少からず，為に其声漸く大となり，遂に文部及び宮内省に迫りて同総長の責任を明かにすべき事となりたる結果，両省当局にては大に驚愕し密に事実の調査に着手すると同時に総長の精神を糾問する等，各方面よりの圧迫堪へ難きより，目下上京中なる同総長は此程に至り辞表を其筋に提出せる儘来る二八九日頃一先ず帰福する由なれば，遠からず総長の更迭を見るに至るべしといふ[48]。

この記事によると文部省だけでなく，宮内省筋への工作も行われているが，総長更迭の観測記事について，『男爵山川先生伝』は「東京・大阪の大新聞を初め，全国の新聞紙は一斉に山川九大総長の辞職説乃至進退伺呈出説を伝へ出した。併しこれは無論事実無根の説であつて，恐らくは反対派が為にする所あつて故意に放送したことに相違なかつた。」[49] と述べている。

第28議会貴族院での問題化

このような工作の結果と思われるが，第28回帝国議会貴族院予算委員第3分科会（内務省・文部省）において，高木兼寛（無所属派）が山川問題について質問を行うこととなった。高木兼寛は男爵で，海軍軍医総監，慈恵会医院医学専門学校長を勤め，脚気病予防に功績のあった医学博士である。明治31（1898）年神武天皇御降誕大祭会発起人・幹事長となり，神武天皇宮崎宮造営（明治40年竣工）に尽力した経歴を持ち，以後も大正4（1915）年明治神宮奉賛会評議員，大正5（1916）年古典攻究会会長となるなど，神道との関係の深い人物であったから[50]，今直接の証拠はないが，筥崎宮の葦津耕次郎と何らかのつながりがあった可能性も強く，貴族院における高木の質問は，葦津の入説によるものであったかも知れない。

ともあれ，明治45（1912）年2月27日，同分科会において高木兼寛が「国民道徳ノ涵養ノ方針ト云フ上ニ於キマシテハ余ホド考慮ヲ要すスル」問題について，「大学総長タル方ニ関スルコトデ」質問したいが，「余リ速記ハ希望イタシマセヌ」と発言すると，文部大臣長谷場純孝は，高木の質問は「九州デ帝国大学総長ノ言葉ニ付イテ新聞ニ現ハレタコト」に関するのであ

ろうから，「速記ヲ御止メ下スッタナラバ委シク事情ヲ御話ヲ致シタイト思ヒマス」と述べたので，主査江木千之は速記を中止した[51]。速記中止中に高木がどのような質問を行い，長谷場文相がどのような答弁や説明を行ったのか，正確には不明であるが，この問題は３月２日にもう一度とり上げられ，その日の議事の冒頭に高木兼寛が「先般本員ガ文部大臣閣下ニ質問ヲ致シマシタ事件ニ付キマシテ本会ノ意見ヲ大臣閣下ニ陳述イタシタイト云フコトニナッタノデアリマス，ドウゾ秘密会ヲ御開キニナッテ，而シテ其事ヲ議セラレムコトヲ希望イタシマス」と要求し，長谷場文部大臣も秘密会に同意して，午前11時16分から午後０時15分まで１時間の秘密会議が持たれた[52]。

「本会ノ意見ヲ大臣閣下ニ陳述イタシタイト云フコトニナッタ」というのは，２月27日に速記を中止して高木と長谷場文相の間に質疑応答が行われた後，この日までの間に，第３分科会の委員の間で何らかの非公式の相談があった結果だと思われる。前述のごとく２月28日には，それまで面会を拒絶していた長谷場文相が葦津耕次郎に面会しているから，それはおそらくその面会の結果に関する情報をも踏まえての，非公式の相談であっただろう。また，長谷場文相がこの時点で葦津の面会要請に応じたのは，高木質問の背後に葦津の存在を見て，貴族院での問題の拡大を防ぎたいという意図が働いたのではないだろうか。

２月27日，３月２日の両日ともに議事の内容が速記録に記録されていないので，速記録という公式記録から議事の正確な内容を知ることは出来ないが，一連の新聞報道から概容を窺い知ることはできる。それによれば，「上院の一部には，如上山川総長の言動が学者個人としての議論なれば敢て咎むるの要なきも，苟くも大学総長たる者が斯くの如き議論を公表するは一国風教の為に大なる悪果を生み来るべきものなりとの論盛ん」[53]であり，「長谷場文相に対する手厳しき質問起り，両日に渉り秘密会として文相の弁明ありしが，右の結果文相は終にこれを不問に付する能はざるにより，其事実を調査し場合によりては山川総長より手続書を徴し，何等かの処分をなすに至る」[54]であろう，また，「予算委員第三分科会にては前後二回の秘密会を開きたる結果，最初は政府の厳重なる処分を望む旨当路に向つて警告を発すべき筈なりしが，斯くては立法部の決議として穏当ならずとの事に決し，結局今後に悪結果を貽さざる様相当の処置を望むとの警告を与へたりしが，長谷場文相は分科会の決議に対し『委細承知致しました』と答へ，茲に同院にては表面的結末を告げたるを以て予算総会にも本会にも報告せざる事と」[55]なったのだという。

貴族院の最大会派である研究会は，この問題をこれ以上拡大しないという方針であり，「研究会某幹事」は，「山川総長の言禍問題に至つては，之を追窮したりとて特に実益なきのみならず，世論沸騰の結果は却つて予想外なる言論思想の発露さるるなしとも限らざれば，這般の事柄は専ら文相の手心に一任し黙殺するの勝れるに若ざるべし」[56]と語っている。

かくて貴族院における山川総長言責問題での政府追及は，予算委員会第３分科会における秘

密会でのやり取りに終始し，予算委員会総会にも，本会議にも登場することなく，今後のために何らかの処置を文相に要望する，すなわち「文相の手心に一任」ということで決着したのである。問題の拡大をできるだけ押さえたいという長谷場文相の意図は，貴族院においては，一応奏功したといえる。

第28議会衆議院での質問書

貴族院では問題はこのような形で決着したのであったが，議会における山川総長言責問題の追及はこれで終わったわけではなかった。今度は衆議院本会議で，正式の「質問書」提出という形で問題化したのである。議会における政府への質問書の提出は，規定数の賛成者を要し，本会議で質問趣旨の演説が行われ，政府はそれに対して正規の「答弁書」を文書で発しなければならないから，審議事項をめぐる口頭での質疑とはその重みが全く違うのである。次に掲げる「国家的精神の根本観念に関する質問主意書」の提出者は荒川五郎（中央倶楽部）で，石田孝吉（同）外47名の賛成があった。中央倶楽部は野党である。

政府は福岡日日新聞第一万三十八号（明治四十四年十二月二日）紙上に記載せる『門司駅員自殺問題』と題せる九州帝国大学総長山川健次郎の所説を以て我か国家的精神の根本観念に背馳するものと認めさる乎
右及質問候也[57]

明治45年３月19日衆議院本会議で質問演説に立った荒川五郎は，「全体此事たる彼の南北朝問題にも勝る重大な事柄」であって，山川総長の発言は「国家的精神の根本観念」を踏みにじるものであるとして，次のように述べた。

> 諸君，我日本帝国の国家的精神即ち大和魂は此犠牲，責任の観念が基礎となって，さうして日本の特有の国体を維持し，世界に比類なき鞏固の国民性を作して居るので，故に此死を以て重大な責任を謝した清水君の心事を想うて，其霊を慰めんとするは，即ち是れ忠愛の国家的精神を奨励する所以で，大和魂の涵養の上に嘉すべき計画と想ふのであります……要するに山川博士は人格は高いか知らぬが，大切な国家的思想の大本を逸したものである，国家の存立，国家の擁護，殊に我日本帝国の国体維持の上に由々しき大事で，断じて一日も看過すべからざることと思ふ，政府は我国民道徳の根本観念に背馳し，国家の存立に危害を与ふる是等の言，之を其責任上どうせらるるであるか……内閣大臣の責任ある答弁を望むと同時に，忠愛の精神に富ませらるる満堂諸君，将た満天下の人士に深く注意を払はれんことを切に希望して止まない次第であります（喝采）[58]

周知のごとく，山川健次郎といえば，会津藩の出身で，戊辰戦争当時白虎隊に編入された（後に年少のゆえに除隊）経歴を持ち，物理学を専門とし，東京帝国大学総長を経て，この当時は新設の九州帝国大学初代総長に就任（明治44年4月）した直後であった。はやくから挙国皆兵主義の立場に立って，学生に軍事訓練を施す必要を力説し，明治42年4月北九州に開校した明治専門学校総裁として同校で軍事教練を実施し，この事件の後，欧州大戦前後頃からは再度総長となった東京帝国大学においても，有志者を募って射撃・教練を行ったことで有名な尚武主義の人物である。「フロックコートを着た乃木将軍」とも評され（乃木将軍は「軍服を着けた山川男」と言われたという），この事件の後も，再度東京帝国大学総長，京都帝国大学総長，貴族院議員，東宮（後の昭和天皇）御学問所顧問，枢密顧問官などを歴任することになるのであって[59]，けっして「国家的精神」を欠いていたわけではない。しかしその山川の発言が，荒川からかく批判されるほど，大逆事件および南北朝事件後の議会においては，天皇や忠君の外面的絶対化が昂進していたのだといえよう。

同じく「国家的精神」「忠君愛国」といっても，具体的行為（この場合駅員の自殺）に対する評価が異なり得るのは当然で，荒川が引責自殺という行為の中に「忠愛の精神」の真髄を見いだすのに対し，山川は，そのようなつまらぬことで「陛下の赤子」たる命を粗末にするのは，かえって天皇の意に適わぬことだ，生きて職務にますます勉励することこそが「忠君愛国」だ，というのである。しかし議場の空気は，荒川の非難が「喝采」を浴びるような雰囲気だったのである。

政府文部省の答弁書

時の内閣は第2次西園寺内閣（政友会内閣）で，西園寺総理はかって第2次伊藤内閣の文部大臣であった当時，激越にして偏曲なる忠君愛国主義を批判して，反対勢力から「世界主義」として攻撃されたことがあり（後述），その立場からいって，山川の言論を支持する側であったと思われるが，文部大臣長谷場純孝は，荒川五郎の「質問書」に対して，3月25日付けで次のような「答弁書」を発している。

> 本件に関して当否を論するは之か為に世論を惹起し却て国民教育に悪影響を及ほすの虞あるを以て之を差控ふるを穏当と認む，抑々本件の如き関係の重大なる事項に関しては特に言議を慎むを要す，山川九州帝国大学総長に対しては此趣意を以て篤と注意を与へたり[60]

つまり政府の方針は，この種の問題については論議そのものを回避するのが，国民教育上最善の策であるというにあった。荒川も山川も，いずれも「忠君」を標榜しているだけに，いずれが是か否かという論争は，つきつめれば反対側に対して不義不忠，偽忠君偽愛国の断を下さ

ねばならず，のっぴきならない対立を生みかねないからである。山川を断固排撃すると宣言して運動した葦津耕次郎でさえ，「山川氏が自己の主張を最後まで翻さず自説を保持せられた高潔に，俺は一種の尊敬を感じた。譬へその主張は反対の立場にあるとは言へ，氏も亦一個の高潔の士であり，語るに足る人間だと快味を覚えたのである。」[61] と述懐しているくらいだから，この問題にはっきりと黒白をつけて，一方の側を否定することは，政府としてはきわめて危険なことであったと言うべきである。

天皇や国体に関する問題は，南北朝問題の処理の場合にもそうであったように[62]，議会という公的な場での議論をできるだけ回避し，そのことによってあくまで天皇，国体を絶対的価値の高みにとどめておこうとするのが一貫した政府当局の方針であり，その方針はいわゆる藩閥官僚内閣の場合だけでなく，西園寺が首班をつとめる政友会内閣（政党内閣）の場合にも変更されることはなかったのである。

公的な場での議論は回避するのが望ましいという点に関しては，質問者の荒川五郎自身も，その質問演説の冒頭で，「実は先々月以来差控へて注意して，政府の処置如何を待って居つたので，成るべく質問など避けたいと思ふて居つたのであります，併し事今日に至り已むなく，已むなく此処に質問せなくてはならぬことになりましたのは，呉々も不本意に思ふのであります」[63]，と述べていた。貴族院予算委員会第３分科会で，追及される長谷場文相だけでなく，追及する側の高木兼寛からも秘密会を要求していたのも，公然たる議論は回避したいという共通認識があったことを物語っている。この問題が貴族院の予算総会にも本会議にも持ち込まれずに終わったのも，同じ理由からである。貴族院最大会派である研究会も，「世論沸騰の結果は却って予想外なる言論思想の発露さるるなしとも限らざれば，這般の事柄は専ら文相の手心に一任し黙殺するの勝れるに若ざるべし」（前引）との立場であった。なお当然のことながら，与党政友会はこの事件をまったく黙殺している。

ところで，『男爵山川先生伝』は「先生も二月二十五日上京，約二十日間滞京せられ，九大の留学生その他の件で屢々長谷場文相と会談されたが，併し遂にこの問題には双方ともに触れずして，そのままに沙汰止みとなつて了つたやうである。」[64] と述べているが，答弁書に，「抑々本件の如き関係の重大なる事項に関しては特に言議を慎むを要す，山川九州帝国大学総長に対しては此趣意を以て篤と注意を与へたり」とあることと矛盾している。おそらく「答弁書」の通りなのであろうが，それでも，文相はただ注意しただけで，山川に発言の撤回を求めてはいないし，山川もまた発言を撤回してはいないのである。

事件のその後と山川総長の転任問題

政府の「答弁書」が発せられた３月25日は，第28議会の閉会日であり，したがって議会における山川健次郎言責問題もこれでケリとなった。ちなみに，議会からの質問書に対して，最終

日にいたるまで答弁書を発しないというのは，答弁に窮する質問書に対して政府がしばしば使った手で，議会での論議を封殺するという意図によっている。しかし，これで問題自体がまったく結了したわけではなかった。「四月中旬に入り貴族院の江木千之（茶話会――引用者）・山田春三（研究会――同）・高木兼寛（無所属派――同）三氏はその所属各派を代表して，文相に山川総長の戒飭を要請した」[65]のである。

この三名は予算委員会第3分科会の主査および委員であったが，その結果については，4月13日の『門司新報』が「山川事件落着」と題して，上記三名が長谷場文相と協議した事実を述べた後で，「其後文部省の警告に対し山川総長より向後注意を払ふべしと誓言せし由にて本問題は茲に落着せり」[66]と報道している。しかしこれは前引の政府「答弁書」の域を一歩も出ていない。長谷場文相と山川総長の間に，同様のやりとりが二度も繰り返されたというのはにわかには信じ難いが，『門司新報』報道の通り三人の文相訪問後に山川に対する二度目の注意があったのだとしても，山川の側はここでも，今後注意しましょう，という程度の回答で済ましたのである。結局彼は，貴族院，次いで衆議院での問題化に際しても，議会閉会後に高木兼寛らがさらに追及したときにも，断固として発言を撤回しなかったのである。

これで問題は中央レベルでは一応一件落着となったが，福岡では「九州方面の物論今尚ほ止まず，山川総長を現職に止らしむるは不可となすものあれば，近く何等かの機会に於て同大学総長の更迭を見るやも計られずと」[67]というように，玄洋社，『九州日報』は山川総長を九州帝国大学から排斥しなければ収まらない勢いであった。明治45（1912）年5月，山川総長は言責事件に関する『九州日報』記者の挑発的な質問に対して，「門司駅構内主任清水正二（ママ）郎自殺に関する文部省との調訂は円満なる解決を告げ，今に至つて再び之を繰返して是非の議論をなすは失当の譏を免れざるを以て，暫く口を緘して言はざるべし」[68]と答え，この問題に関する沈黙を守ったが，『九州日報』は，これ以後も反山川記事を何度も掲載している。

すなわち，東京小石川区金富町金禅憚寺において，明治45年5月12日清水正次郎追悼会が有志発起により挙行されることを報じ[69]，括台斎「清水正次郎と茅野三平」において山川発言を改めて批判し[70]，「大学優等生と恩賜　山川九州大学総長談」なる記事において，山川が「大学の各科卒業生に対し，御奨励の御思召にて御下賜品ある事は殆んど例を為し居れり，而かして恩賜の光栄を拝受するに適当すべき優等生は学校より選抜して文部大臣に申請する事となり居れるが」云々と語ったのをとらまえて，「記者曰く，来七月一日九大の卒業式にも例に依て恩賜の御事あるならんと拝察するも，此一事は勿論発表の式日後に非ざれば測り知る可らざる事にして，之を予報する如きは不謹慎の事也」と批難したりしている[71]。「孤忠の碑　清水正次郎表彰の碑文及篆額なれり」と題する大正元（1912）年8月3日の1面トップ記事では，「先帝崩御の報伝はるの前，枢密院議長陸軍大将元帥山県公は其篆額に『操心純一』と書し，枢密院副議長芳川伯彼の為めに碑文一篇を賦す。」と報じるとともに，改めて山川発言は「苟

も思想の淵源となる可き，最高学府たる大学総長の地位として，余に不謹慎に過たる言論なり」，「我が国民性の真髄を破壊するの暴論なり」と，激しく攻撃している[72]。

このように『九州日報』が山川排撃の姿勢を示し続ける中で，大正元（1912）年８月，東京帝国大学総長浜尾新の辞任に伴って，文部大臣長谷場が山川をその後任に転任せしめようとしたところ，「元老筋」「某枢密顧問官」から山川の言責問題を理由とする妨害工作があって頓挫する，という事件が起こった。

浜尾は前年の明治44年８月に枢密顧問官に任命されており，高齢でもありかつ枢密顧問官は行政官を兼ねることができないという内規もあって，東京帝国大学総長辞任を文相長谷場純孝に申し入れたが，両者が後任として考えた山川健次郎は新設の九州帝国大学の初代総長として明治44年４月に着任したばかりであり，九大創建が一段落するまではにわかに転任させるわけにいかず，１年間という約束で浜尾は総長職にとどまることとなった。その１年が経過して，浜尾は文相との約束を楯に強い辞意を表明し，浜尾と長谷場文相の間で所期のごとく山川を後任にすることとして，浜尾は８月５日に正式に辞表を提出した。山川の東京帝国大学への転任は，議会で山川発言が問題化し，葦津に会って九州での強い反山川感情を知るとともに，葦津に向かって善処方を約束した時点で既に，最終的な決着の付け方として長谷場文相の頭に描かれていた絵であろう。

この情報は文相が正式に山川と交渉する前に新聞各紙に報道され，浜尾が辞表を提出した翌８月６日には，『九州日報』も「東京帝国大学総長浜尾新男近日辞任に就き，九州帝国大学総長山川健次郎氏其後任に決定したりと云ふ」[73]と伝えている。ところが８日には，同紙は「昨年秋門司駅に於ける失態事件に関する山川博士の所論発表以来同博士に快からざる一派及び官僚系の某々氏等は，早くも同博士排斥運動を開始したるより長谷場文相は大に狼狽し，一面山川総長との交渉を断絶し浜尾総長に哀願し留任交渉を試つつありと，兼て本問題は文部省の問題に非ず，一種の政党政派の問題として聊か注目に値すべし」[74]と報じている。

長谷場文相に対して山川排斥の干渉を加えた勢力については，９日の『大阪毎日新聞』も「官僚系の一派」と伝え，『男爵山川先生伝』は「元老方面の忌諱」「さる方面の干渉は某枢密顧問官を通じて長谷場文相に加へられ」[75]などと記述し，具体的な名を挙げていないが，８月５日の『九州日報』が清水正次郎の顕彰碑の篆額を山県有朋が，碑文を芳川顕正が撰したことを伝えていることと考え合わせると，「元老方面」とは山県有朋枢密院議長であり，「官僚系の一派」「某枢密顧問官」とは芳川顕正枢密院副議長であったと考えるのがもっとも自然であろう。

当時は，政治史的には，元老伊藤博文（明治42年死去）系の政友会・西園寺公望と，元老山県有朋系の官僚派・桂太郎が交互に政権を担当したいわゆる桂園時代であり，その意味で前引『九州日報』が言うように，「本問題は文部省の問題に非ず一種の政党政派の問題」としての性

格を帯びていたのである。すなわち，政友会系の人事に対する官僚系の妨害であり，政友会と官僚閥との政争の一環でもあったのである。

その結果，「文相は遽に山川九大総長を東大に転任させせんとする初めの方針を翻して，一先づ八月一二日を以て理科大学長桜井錠二博士を総長事務取扱に任じて，一時を糊塗した」[76]のであるが，「政府をして此姑息な手段を執らしめた或種の干渉に対して忽ち囂々たる非難の声が起り，或は元老を難詰し，或は藩閥を論難し，延いては長谷場文相の無能振りを喋々する者まで出づる有様であつた。」[77]という。例えば『大阪毎日新聞』は，「今次浜尾新氏の大学総長の任を辞せんとするに当りて，山川氏を以て其後任となすの議両者の間にほぼ纏まり居たるに拘らず，官僚系の一派は又々特に御召列車事件を引出し来りて彼の就任に難癖をつけんとしつつあるに似たり，……官学の弊根未だ全く除かず，学界の風気漸く将に堕落せんとする今日，学者の操守以外に武士的気魂を有する彼山川氏の如きを挙げて最高学府を宰せしむるは，亦機宜の処置と称して可なり」[78]と述べていた。

桜井錠二が総長事務取扱を勤めている間に，彼を専任総長に任命すべきだとの意見もあり，また政府部内に大学自治確立の観点から総長公選制の議があったが，これには法制局の反対があって実現しなかった（この点は，我国における大学自治確立の経過を考察する上で非常に興味深いが，小論の主題を大きく外れるので立ち入らない）。その間，大正元年12月第２次西園寺内閣が辞職して，第３次桂内閣（文相柴田家門）が成立したが，この内閣はいわゆる大正デモクラシーの盛り上がりを示した護憲運動によってわずか３カ月で倒され（大正政変），大正2（1913）年２月には政友会の山本権兵衛内閣が成立した。この内閣の奥田義人文相は，同年５月，桜井錠二の総長事務取扱を止め，専任総長として山川健次郎を任命した。その際，前総長浜尾新が，「さきに反対の原因となつた門司駅夫自殺問題をめぐる先生に対する反感が，さる方面に在つても殆んど冷却せるを看取」[79]し，奥田文相の依頼を受けて，菊池大麓とともに，転任をしぶる山川を説得したのだという。この山川の東大総長への転任をもって，門司駅員の自殺に端を発する山川健次郎言責問題は，完全に終局したのである。『九州日報』は，この転任に何の異議も唱えなかった。玄洋社＝『九州日報』の山川排撃の力点は，どちらかというと，彼の教育界からの追放・社会的抹殺にあったというよりは，九州福岡からの追放にあったからである。

清水正次郎顕彰碑のその後

清水正次郎の顕彰碑は玄洋社によって九州帝国大学南隣に位置する福岡市東公園内に建立されたが[80]，その位置は山川総長の反対論に対抗するかのように，公園内の九州帝国大学に正対した場所が選ばれた。篆額を枢密院議長公爵山県有朋，碑文の撰は枢密院副議長伯爵芳川顕正，書は陸軍少将大島健一（久留米の陸軍大演習に中央審判官として参加している）である。

この碑は，第２次大戦の敗戦後，園内整備の際に廃棄処分にされかけたが，作業に当たった

福岡市博多区下呉服町の石材店主国松大次郎が廃棄を止めて以後，長く東公園テニスコート横に転がしてあった。昭和53（1978）年福岡県庁が同公園敷地内に新築移転する際に，筥崎宮宮司田村克喜の発起に玄洋社記念館が応じ，福岡市平尾霊園内に移転，再建され，昭和55（1980）年5月12日に玄洋社最後の社長（玄洋社は昭和21年 GHQ の結社禁止命令によって解散した）であった進藤一馬福岡市長（当時）らによって除幕式が行われた[81]。現在も，他の玄洋社関係の碑と並んで，平尾霊園内にある。

なお清水正次郎は『豊前人物志』にも取り上げられており，それによれば，小倉市片野村常徳寺住職大園瑞園が門司市有志の賛助を求めて，市内畑田の小丘に「清水正次郎碑」（碑銘は宮内大臣波多野敬直書）を建立したという[82]。

おわりに――不敬事件と二つの忠君愛国

以上，山川健次郎言責事件の事実経過をできるだけ詳細にたどってきた。責任を取って自殺するのが忠君愛国か，生きて職務に一層励むのが忠君愛国か，どちらが真の忠君愛国かという対立は，小論で見てきたように，山川健次郎言責事件においてきわめて先鋭的な形で現れたが，実は，このような二つの忠君愛国の対立は，福沢諭吉の有名な「楠公権助論」以来，明治期の不敬事件史を貫く基調音のようなものであったと言ってよい。小論の最後に，いくつかの代表的な例を挙げながら，二つの忠君愛国の問題について考えておきたい。

まず第一に，福沢諭吉は明治7（1874）年の『学問のすすめ』7編「国民の職分を論ず」[83]において，次のように論じた。

> 古来日本にて討死せし者も多く切腹せし者も多し，何れも忠臣義士とて評判は高しと雖ども，其身を棄たる由縁を尋るに，多くは両主政権を争ふの師に関係する者歟（楠正成を指す――引用者），又は主人の敵討等に由て花々しく一命を抛たる者のみ（赤穂浪士を指す――引用者），其形は美に似たれども其実は世に益することなし。己が主人のためと云ひ己が主人に申訳なしとて，唯一命をさへ棄ればよきものと思ふは，不文不明の世の常なれども，今文明の大義を以てこれを論ずれば，是等の人は未だ命のすてどころを知らざる者と云ふ可し。……旦那へ申訳にて命を棄たる者を忠臣義士と云はば，今日も世間に其人は多きものなり。権助が主人の使に行き，一両の金を落して途方に暮れ，旦那へ申訳なしとて思案を定め，並木の枝にふんどしを掛て首を縊るの例は世に珍らしからず。今この義僕が自から死を決する時の心を酌で，其情実を察すれば亦憐む可きに非ずや……古今の忠臣義士に対して毫も恥づることなし。……然るに今彼の忠臣義士が一萬の敵を殺して討死するも，この権助が一両の金を失ふて首を縊るも，其死を以て文明を益することなきに至ては正しく同様の訳にて，何れを軽しとし何れを重しとす可らざれば，義士も権助も共に命の

棄所を知らざる者と云て可なり[84]。

これが福沢のいわゆる「楠公権助論」であり，これ自体，発表当時賛否の議論を巻き起こしたのであった。ここにおける福沢の「命の棄所」の判断基準は「文明」に寄与するか否かにあり，「忠君愛国」か否かにあったわけではないが，その点を別にすれば，清水正次郎の自殺を「忠臣義士」，「忠君愛国」の活模範として讃えるべきか，「命の棄所を知らざる者」として退けるべきか，という山川健次郎言責事件における賛否の議論の原形が，ここで既に明瞭に示されているといえよう。

第二に，御真影への教員の殉職は是か非かという問題がある。学校に御真影が下賜されて以後，不慮の災害や火災などの際に，教育関係者が御真影を守ろうとして殉職し，あるいは守り得なかった責任を取って自殺するといった事件がいくつか発生している。岩本努の研究によると，明治末年までの間に，①明治29（1896）年6月15日の三陸大海嘯のさいに，校舎内に安置していた御真影を取りに行き，御真影を紐で躰にくくりつけたまま津波にのまれて，人事不省のまま海岸に打ち上げられ，17日に死亡した岩手県南閉伊郡箱崎尋常高等小学校教員栃内泰吉，②明治31（1898）年3月27日に発生した火災で，全焼した校舎とともに御真影を焼失した責任を取って割腹自殺を遂げたと言われた，長野県上田尋常高等小学校女子部校長の久米由太郎（作家久米正雄の父），③明治40（1907）年1月24日に発生した校舎火災のさい，御真影を取りだそうとして逃げ遅れて焼死した，仙台第一中学校の大友元吉書記，などの例がある[85]。

それら関係者の死をめぐっても，同じく岩本努の研究によると，あたかも生きた天皇を守護するのと同様に御真影を守ろうとして殉職したことに，教員としての忠君愛国精神の発露を見いだし，国民教育の活きたお手本として賛美する声と，いくらでも再製のきく写真のために大切な命を犠牲にするのは感心しない，このようなことで国民が命を落とすのは天皇の意志でもあるまい，生きて国民教育に邁進するのが本当の忠君愛国だという意見との対立が，繰り返されていた。山川言責事件においても，山川とその反対者の間に同様の対立があったことは，小論で既に見たとおりである。

第三の例として，第2次伊藤内閣の西園寺公望文相は，「偏局・卑屈ノ見解ヲ以テ忠孝ヲ説キ，或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕ヒテ人生ノ模範ト為サント欲スル者」[86]を否定し，「衰世逆境ノ人ヲ模範トシテ，今日ノ青年子弟ニ憑式セシメント欲スル者アリ，是レ害ヲ他日ニ遺スモノ」[87]であると述べ，日清戦後の新しい国際環境の中で，西洋列強に伍しての国家の対外的発展を支えるにたる「活発進取」，「正大有為」の国民の育成を説いた。第3次伊藤内閣の西園寺公望文相のもとで秘書官兼参事官を勤めた竹越与三郎は，しばしば，このような西園寺の主張をより具体的に，かつ明瞭に説明している。例えば，明治31（1898）年8月6日に帝国教育会で行った「国民の気風」[88]と題する演説で，「南朝の天下蒙塵の時に命をかけて天皇に仕へた」楠正

成や，「維新の際に五条の橋で遙かに皇居に額いた所の志士」高山彦九郎など，「衰世亡国の時に当つて奇矯激越なる行為をした所の人を標本として道徳を教へて居る」ので，その国家道徳は，「流れて形式となり，矯飾となり一歩を転じては偽君子となる」と批判している。そのような偽忠君偽愛国ではなく，竹越に取って真の忠君愛国とは，「忠実に自家の独立を為し，正当なる一個の良市民となり，無事太平の日に殖産興業以て富国強兵の基を造り，国家有事の日に挺身献金飽迄も君国のために尽さんとする」[89] ことであった。明治の時代は南北朝や幕末のような「衰世」ではなく，西洋列強に互して発展しようとする「盛世」だからである。

このような主張が，西園寺文相の「世界主義」と言われて，「国家主義」，「日本主義」を標榜する勢力から，楠公権助論の再来だ，国体を否定し大和魂を否定するものだ，として激しく攻撃されたのであった[90]。ここにも二つの忠君愛国の鋭い対立があるが，ここで筆者は，西園寺や竹越の用語法を借用して，その一つを「奇矯激越の忠君愛国」，もう一つを「活発進取の忠君愛国」と呼んでおきたい。あるいは，より政治的な表現を用いれば，前者は「専制帝国主義的忠君愛国」，後者は「立憲帝国主義的忠君愛国」と言ってもよい。むろん，福沢の「楠公権助論」，御真影への殉職を非とする立場，清水正次郎の自殺を非とする山川健次郎の立場は，ここでいう「活発進取の忠君愛国」の系譜に繋がるもので，楠正成を忠臣の模範とする立場，御真影への殉職を賞賛し，清水正次郎の自殺を顕彰する立場は，「奇矯激越の忠君愛国」の系譜に位置するものである。

第四の例として，明治31（1898）年９月21日『万朝報』に掲載された久津見蕨村の「根本的改革」と題する社説が，「民主論」として問題化したが，このときにも二つの忠君愛国の対立があった。時あたかも，初の政党内閣である隈板内閣（憲政党内閣）の文部大臣であった尾崎行雄の「共和演説」事件で政界・言論界が揺れているさなかであった。

蕨村の社説「根本的改革」の趣旨は，「藩閥の弊政を改め，憲政の運用を滑かにし，我国民をして真の立憲政体を有するに耐ふべき，国民たらしめ」ねばならないが，そのためには「君権の絶対無限を教へ，人民の無限服従を説き，固陋なる忠君愛国を唱へ，狭隘なる国民的感情を主と」している専制主義の教育を，立憲的教育に改める必要があるというにあった。第一に，高等教育については，「多数の俗流に媚び，守旧分子に佞り，国家主義，日本主義，若くは祖先教の名目の下に，専制主義，圧制主義を唱ふるが如き，曲学阿世の徒」を退けて，「民主元素を重んじ，自由権利の思想ある真誠なる学者を進め，以て先づ我思想界の改造を謀ら」ねばならない。第二に，高等学校，高等師範学校，中学校，尋常師範学校などの「偏僻固陋なる学者（重に倫理科，修身科，教育学科，歴史科にあり）を退治すべ」きである。なぜなら「彼等が日毎に教室に講授する所の忠孝国体，大和魂」は，「其唱ふる名目の美」にもかかわらず，「他日憲政の美を成すの障害たる，許多の専制的思想を含有」しているからである。第三に，「小学教員の頭脳を改造」せねばならない。彼等は柔軟な生徒の脳髄に，「一人の主権者には，絶対

的に盲従すべきものなりと教」え，「空威張の国自慢と，善悪の差別なき国民的感情とを」吹き込みつつあり，「専制国の人民を造るに適して，反て憲政の美を成すに妨害しつつある」からである[91]。

このような主張は，明らかに「活発進取の忠君愛国」，「立憲帝国主義的忠君愛国」の系譜に属するが，これに対して，本願寺の石川舜台が板垣退助内相が巣鴨監獄にキリスト教の牧師を教誨師として採用したことに反対（板垣内相のいわゆる「仏敵」問題である）する意見書の中で，「近時世論の風潮険悪にして，或新聞の如き根本的改革を唱導して，忠孝を以て固陋とし，忠孝を掃蕩するに非ざれば真改革に非ずとす。是勅語を蔑如するものなり，帝国の精華を破壊する者なり」[92]と，激しく攻撃した。また，当時，尾崎文相の共和演説事件に対して最も執拗に攻撃を繰り返していた山縣系の『京華日報』も，石川舜台の意見を支持して，蕨村の「根本的改革」は「朝憲を紊乱せんとし，秩序を破壊し，風俗を壊乱するもの」[93]，「乱臣賊子……不忠不義」[94]と断じ，このような民主論を板垣の内務省が取り締まらないのは，政府自から反逆を承認し，奨励するものだとして，激しく攻めたのである。石川舜台や『京華日報』は，言うまでもなく，「奇矯激越の忠君愛国」の系譜の中に位置している。

他にも多くの例を挙げることができるが，要するに，和気清麿，楠正成，高山彦九郎など，「衰世」に朝廷のために働いた人物を，国民の忠君愛国の最高の模範像とする「奇矯激越の忠君愛国」と，明治の「盛世」にあっては，近代的な国民としての立憲的，実業的資質を身につけて，国家の対外的な発展に政治的，経済的に貢献することこそが真の忠君愛国であるとする「活発進取の忠君愛国」，という二つの忠君愛国の系譜があったといえる。

実際には，両者の相違は，むしろ力点のおき方の相違ともいうべき場合が多かったのであり，相手の立場を完全に否定しているわけでもなかった。「奇矯激越の忠君愛国」主義者といえども，国民が日常平静の間にそれぞれの職務に勉励し，殖産興業，富国強兵に献身すべきことを否定しているわけではない。「活発進取の忠君愛国」主義者にしても，国家非常の際に，＜君の御馬前で討死＞することを否定しているのではない。なによりも，両者はともに「忠君愛国」，「帝国主義」（対外的発展・侵略）という価値を共有している。

にもかかわらず，二つの忠君愛国の対立がしばしば先鋭化せざるを得なかったのは，その対立が「忠君愛国」，「帝国主義」の具体的方法論に関するものであり，その相違こそが，明治国家・社会の進路をめぐっての喫緊の対立点をなしていたからである。すなわち細部を捨象して端的に言えば，明治の国家・社会においては，明治憲法の解釈・運用をめぐって超然内閣を是とし，天皇と国民の関係については国民の天皇への無限服従こそ国体の根源であるとみなし，教育勅語の解釈においては儒教主義的・武士道的側面を強調する路線と，他方，明治憲法の解釈・運用をめぐっては議院内閣をめざし，天皇と国民の関係についても立憲主義的関係（憲法に規定される権利・義務関係）において捉え，教育勅語解釈においては立憲政治との整合性を念

頭において近代的側面を強調する（教育勅語が立憲政治・近代社会との整合性が弱いと見なす場合には，西園寺文相のように第二の教育勅語を計画する場合もある）路線とが鋭く対立していた。「奇矯激越の忠君愛国」は前者の路線に，「活発進取の忠君愛国」は後者の路線に，位置している。

この二つの路線の対立の根幹には，さらに，幕末以来圧倒的な力で立ち現れて日本の近代化を迫っている欧米諸国への対抗意識を共有しながら，その対抗の方策をめぐる基本的な方針の相違があった。

一つは，明治国家・天皇・国民・憲法・教育勅語などを，あくまで欧米諸国とは異なる日本の独自性，伝統の位相において捉え，欧米諸国との異質性を強調することによって，日本の主体性の根拠を確保したいという方針（国粋主義・日本主義）である。この方針を取る人々といえども，「渾身大和魂を以て成れるも，其人若し銃を放つ術を知らずして，敵と戦わば，銃丸は遠慮なく飛び来りて，敵の為に射殺さるべし。」[95] という西園寺公望が指摘したような現実を知らないわけではなく，それどころか，制度文物における西欧化＝近代化が不可欠であることを十分に理解しているだけに，なおいっそう，自らが日本および日本人であることの根拠を保守しておかねばならないという想念を掻き立てられるのである。「奇矯激越の忠君愛国」も，主にこのような心情から発してくる。

それに対してもう一つは，明治国家・天皇・国民・憲法・教育勅語などを，むしろ欧米諸国との共通性の位相において把握しようとする，あるいは共通性を作り出していこうとする方針である。そこでは，むろん日本的・伝統的なものが全否定されるわけではないが，欧米的近代化を急ぐためには，むしろその清算こそが必要であるという意識の方がより強く働くこととなった。欧米諸国に互していくためには，「奇矯激越の忠君愛国」は，むしろ克服されなければならない，と。

同じく欧米諸国への対抗意識に触発され，「忠君愛国」の価値を共有しながら，国家・天皇・国民のありよう（近代化の内実）をめぐるこのような対立を根源に持っているがゆえに，二つの忠君愛国の対立は，時として非和解的に先鋭化せざるを得なかったのである。「活発進取の忠君愛国」主義者は，「奇矯激越の忠君愛国」主義者を指して，しばしば，国家の進路を誤る偽忠君偽愛国と罵倒した。「奇矯激越の忠君愛国」主義者の側はまた，「活発進取の忠君愛国」主義者を指して，不義不忠の乱臣賊子，不敬漢の廉をもって，繰り返し攻撃したのであった。

ところで現実には，二つの方針・路線の対抗と相互補完の中で，明治国家における近代化が進んで行ったのであり，民間における議論において，どちらかが他方を完全に圧倒し去るということはなかった。明治政府に取っても，それが官僚内閣であれ，政党内閣であれ，政府として公的に，一方の立場を排除し，一方の立場にのみ与するわけにはいかなかった。

このことを山川健次郎言責問題に即して見るならば，衆議院における荒川五郎の要求を政

府・文部大臣として承認し，山川を処分することは，「奇矯激越の忠君愛国」のみに「忠君愛国」という価値の独占を許すことを意味している。それは日露戦争後の状況においてとりわけ必要になっている「活発進取の忠君愛国」=「立憲帝国主義的忠君愛国」を否定し，それを不義不忠の範疇に押し込めることとなる。かといって，政府・文部大臣として荒川に反論し，あからさまに山川の言論のみを擁護することは，政府として自殺した清水正次郎は「命の棄所を知らざる者」であったと宣言することを意味している。それは「奇矯激越の忠君愛国」に対して偽忠君偽愛国の断を下すことにも繋がる。「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」（教育勅語）という心情を国民の間に浸透させるのに，忠君愛国のためには身を鴻毛の軽きにおくという「奇矯激越の忠君愛国」の教説はきわめて有効なのであるから，ほとんど10年おきに対外戦争を繰り返す国家に取って，これを手放すことは考えられない。

政府・文部大臣が，山川の処分も行わず，また逆に，荒川五郎の追及に明確な反論を行うこともせず，この問題については議論をしないという態度を取って，問題の黒白をつけないままうやむやに付し去ったのは，当然だった。両者が忠君愛国を共通の価値としている以上，その具体的ありように関する議論は民間の議論のままに放置し，政府の公的立場としては，いずれにも荷担すること無く，二つの忠君愛国をそのあるがままの姿において，二つながらに承認するのが最も賢明な選択だと考えられたのである。

ところで，あらゆる不敬事件は，作為された事件である。作為というのは，特定の言論や行為は，それ自体で直ちに不敬であるのではなく，攻撃者によって不敬であると認定され，かつ公然と攻撃されるときにのみ不敬事件となるのであり，まったく同じ言論や行為であっても，それを咎める者がいなければ不敬事件にはならない，という意味である。多くの不敬事件はこのような意味で，主に「奇矯激越の忠君愛国」主義者によって作為されたものである。しかもそれは先にみたような国家・天皇・国民・憲法・教育勅語などに関する立場の相違から発しているのだから，皇室・天皇・教育勅語の尊崇というパターン化された大義名分の背後には，ほとんど例外なく，攻撃者の政治的・社会的・宗教的立場からする意図や動機，利害関係が隠されていた。たとえば，明治24（1891）年の内村鑑三不敬事件はキリスト教に対する攻撃であり，明治31（1898）年の尾崎行雄文相の共和演説事件は超然主義内閣を是とする官僚勢力の政党内閣に対する攻撃であり，明治35（1902）年江原素六の教育勅語変更演説事件は政友会幹部である江原に対する憲政本党系の総選挙にむけた攻撃であり[96]，山川健次郎言責事件の際にも福岡政界における玄洋社（国民党系）と政友会の対抗関係があった，というように。これらの事件を含む他の多くの不敬事件とその背景については，稿を改めて検討することとしたい。

1）小股憲明「天皇制立憲体制下のイデオロギー構造と国民像――日露戦争後の議会にみる――」。『社会福祉評論』第50号，昭和58年３月，大阪女子大学社会福祉学科，所収。

2) 『読売新聞』，明治44年11月11日，「鉄道院着の公電に拠れば」とある。なお引用文中，適宜句読点を付したが，小論中の引用文については，以下すべて同様である。
3) 『福岡日日新聞』，明治44年11月11日。
4) 『東京朝日新聞』，明治44年11月11日。
5) 『大阪毎日新聞』，明治44年11月11日。
6) 宮内庁『明治天皇紀』第12巻，明治44年11月22日の項，昭和50年，吉川弘文館，702頁。清水正次郎の身分，姓名の表記については新聞によって若干の異同があるので，『明治天皇紀』の記述に拠った。
7) 『福岡日日新聞』，明治44年11月14日。
8) 『福岡日日新聞』，明治44年11月13日。
9) 『福岡日日新聞』，明治44年11月14日。
10) 『門司新報』，明治44年10月３日。
11) 荒井周夫『福岡県碑誌　筑前之部』，昭和４年，大道学館出版部，1074～1076頁に碑文（漢文）とその読み下し文が収載されている。ここでは，玄洋社記念館財部一雄採録の読み下し文（玄洋社記念館所蔵，『福岡県碑誌　筑前之部』採録の碑文とは一部異なるところがある）の全文を，次に掲げておく。

鉄道院書記清水正次郎記念碑銘

明治四十四年辛亥冬十一月，天皇親臨戦ヲ鎮西ノ野ニ校シタマフ。龍車将ニ門司駅ヲ発セムトシ，軌監指授ヲ誤リ，牙営ニ達スルコト為ニ数刻ヲ緩ム。軌監惶懼措ク所ヲ知ラズ，直ニ上官ニ面シテ自ラ咎ヲ引キ，書ヲ家人ニ遺リ顚末ヲ報ジ，翌日窃ニ身ヲ洞道ニ躍ラシテ鉄路ニ轢死ス。総裁状ヲ具シ以聞ス。　天皇之ヲ哀憫シタマヒ，遺族ニ金三百ヲ賜ヒ以テ焉ヲ慰藉シタマフ。郷人大ニ之ヲ栄トシ，且ツ軌監ノ赤誠ヲ恤ミ，胥謀ツテ金ヲ鳩メ，諸ヲ石ニ勒シ以テ不朽ニセムト欲ス。會々異議有リテ中沮ス。杉山茂丸及ビ其ノ郷人，慨然其ノ郷議ヲ齎シ来リ，余ノ文ヲ謁フテ曰ク，甚シキカナ輓今士風ノ頽廃スルコト，滔々トシテ天下唯勢利ニ之レ趨リ，生ヲ捨テ義ヲ取ル者幾ムド希ナリ，碑シテ伝ヘズンバ余ハ恐ル夫ノ事蹟ノ若キハ或ハ湮滅ニ帰セムコトヲ，子幸ニ焉ニ銘セヨト。余不敏ヲ謝ス。可カズ。因テ状ヲ按ズルニ，

軌監姓ハ清水，諱ハ正次郎，福岡県ノ人，考諱喜三郎ノ次男ナリ。始メ身ヲ門司ノ駅丁ニ起シ，功有リ，鉄道院書記ニ累進シ，軌道監督ヲ掌ル。君為人敏給ニシテ忠愨，能ク事理ヲ解シ，然諾ヲ重ンズ。事ニ当リテ邁往達セザレバ止マズ。下僚ニ接シテハ子弟ノ如ク，懇切到ラザル無シ。恪勤十年一日ノ如ク，其ノ績恒ニ儕輩ニ冠タリト云フ。

聞ラク臨幸ニ先チ，下僚ヲ會シテ之ヲ激励シテ曰ク，龍車ヲ転運スルハ，是レ千載ノ一遇，吾儕ノ任実ニ重シ。萬一過誤有ラムカ，当ニ鉄軌ヲ枕ニシテ死スベキノミト。噫，其ノ言ヲ食マズト謂フベシ。且ツ夫レ書記ハ一小吏，職責モ亦甚ダシク重カラズ，而モ尚能ク従容命ヲ致シ以テ其ノ辜ヲ謝ス。古ノ烈士ト雖モ尚フルコト莫シ。是レ聖恩ノ覃及スル所以ナル耶。嗟乎，微塵ノ堆レバ則チ山ト為リ，点滴ノ湊レバ則チ海ト為ル。余深ク士人ニ将来ニ期スル所ノ者無カラムヤ。元帥山縣公，之レニ題シテ操心純一ト曰フ。余乃チ之レガ銘ヲ為ツテ曰ク，生ヤ躋キコト靡ク，死スルヤ節ヲ磨ク。精誠孚ニ感ジ，天鑒照徹ス。游泥ニ染マズ，蓮ト潔ヲ争フ。

枢密院議長公爵山縣有朋篆額　枢密院副議長伯爵芳川顕正撰　陸軍少将大島健一書

福岡玄洋社建設

12) 『読売新聞』，明治44年11月15日。
13) 『福岡日日新聞』，明治44年12月15日。
14) 『福岡日日新聞』，明治44年11月13日。
15) 『読売新聞』，明治44年11月13日。

16) 『東京朝日新聞』，明治44年11月14日。
17) 前掲『明治天皇紀』第12巻，明治44年11月22日の項，702頁。
18) 『読売新聞』，明治44年11月23日。
19) 『読売新聞』，明治44年11月23日。
20) 『九州日報』，明治44年12月10日。
21) 『福岡日日新聞』，明治44年12月14日。
22) 『門司新報』，明治45年１月８日。
23) 『九州日報』，明治45年２月29日。
24) 『九州日報』，明治44年11月26日。
25) 『福岡日日新聞』，明治44年11月25日。
26) 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』，昭和36年，至文堂，に拠る。
27) 財部一雄編『明道館史』，昭和59年，明道館，に拠る。
28) 『九州日報』，明治44年11月28日。
29) 『九州日報』，明治44年11月28日。
30) 葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」。葦津珍彦編『葦津耕次郎追想録』所収，昭和45年，非売品，福岡県立図書館郷土資料室所蔵，58～62頁。葦津珍彦は葦津耕次郎の子。
31) 『九州日報』，明治44年12月１日。
32) 『九州日報』，明治45年３月16日，玄洋社「故清水庄（ママ）次郎氏建碑特志寄贈者氏名（第二回）」，に寄付金額と氏名が掲載されている。
33) 『福岡日日新聞』，明治44年12月２日。
34) 中村清二編『男爵山川先生伝』，昭和14年，岩波書店，213頁。
35) 横地歩兵第二四連隊長談「山川九大総長の自殺論」。『九州日報』，明治44年12月３日。
36) 武士道仙「清水氏自殺問題」。『九州日報』，明治44年12月５日。
37) 大森団次郎「清水氏自殺問題（三）　山川先生に問ふ（上）」。『九州日報』，明治44年12月７日。
38) 大森団次郎「清水氏自殺問題（四）　山川先生に問ふ（下）」。『九州日報』，明治44年12月８日。
39) 『九州日報』，12月12日，19日。
40) 前掲『男爵山川先生伝』，214頁。
41) 前掲葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」。葦津珍彦編『葦津耕次郎追想録』，59～60頁。
42) 前掲『男爵山川先生伝』，214頁。
43) 『玄洋社社史』，大正６年，玄洋社社史編纂会。復刻版昭和41年，株式会社明治文献，637頁。
44) 石瀧豊美「玄洋社社員名簿」（石瀧豊美『玄洋社発掘　もうひとつの自由民権』（西日本選書４），昭和56年，西日本新聞社，所収）が，現在最も詳しい社員名簿であるが，それには葦津耕次郎の名はない。玄洋社記念館財部一雄氏の筆者宛書翰によると，「耕次郎氏は頭山満翁を終生尊敬して止まなかった人で玄洋社員名簿に記載無きと雖も一般社員より最も玄洋社精神を持って」いたとされている。
45) 前掲葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」。葦津珍彦編『葦津耕次郎追想録』，60頁。
46) 前掲『玄洋社社史』参照。
47) 前掲葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」。葦津珍彦編『葦津耕次郎追想録』，60～61頁。
48) 『九州日報』，明治45年２月27日。
49) 前掲『男爵山川先生伝』，215頁。
50) 高木喜寛『高木兼寛伝』，大正11年，非売品。この伝記には，高木兼寛の山川健次郎言責事件と

の関わりについては記述がない。

51) 「第28回帝国議会貴族院予算委員第３分科会（内務省・文部省）議事速記録」第４号，明治45年２月27日。『帝国議会貴族院委員会速記録28』．昭和63年，東京大学出版会，221頁。なお，この議会での第３分科会委員は，主査江木千之のほか，萬里小路通房，堤功長，野村素介，石黒忠悳，高木兼寛，小牧昌業，久保田譲，三宅秀，関清英，山田春三，木場貞長，下條正雄，沖守固，古市公威，石黒五十二，仁尾惟茂である。

52) 「第28回帝国議会貴族院予算委員第３分科会（内務省・文部省）議事速記録」第８号，明治45年３月２日。同前書，269頁。

53) 『九州日報』，明治45年３月７日。

54) 『東京日日新聞』，明治45年３月３日。

55) 『九州日報』，明治45年３月９日。

56) 『読売新聞』，明治45年３月４日。

57) 大日本帝国議会誌刊行会『大日本帝国議会誌』第８巻，三省堂，1221頁。

58) 同前，1221頁～1222頁。

59) 前掲『男爵山川先生伝』に拠る。なお，故山川男爵記念会編『男爵山川先生遺稿』，昭和12年，故山川男爵記念会，非売品，がある。

60) 前掲『大日本帝国議会誌』第８巻，1353頁。

61) 前掲葦津耕次郎「山川健次郎氏と俺（駅夫自殺事件）」。葦津珍彦編『葦津耕次郎追想録』，62頁。

62) 南北朝正閏問題に関して，藤沢元造（又新会）が南朝正統の立場から政府を追及するする質問書を提出（第27議会衆議院）しさい，小松原英太郎文相は直接藤沢代議士に交渉して質問書を撤回させて議会での議論を回避し，その代わりに，国定教科書を南朝正統の立場から改訂した。前掲小股憲明「天皇制立憲体制下のイデオロギー構造と国民像」，81～83頁参照。南北朝事件の事実経過と論争点，およびその教育史的意義については，小山常実「南北朝正閏問題の教育史的意義」(『日本の教育史学』第30集，1987年10月，教育史学会）に詳しい。

63) 前掲『大日本帝国議会誌』第８巻，1221頁。

64) 前掲『男爵山川先生伝』，215～216頁。

65) 前掲『男爵山川先生伝』，215頁。

66) 『門司新報』，明治45年４月13日。

67) 『九州日報』，明治45年４月26日。なお同日の『門司新報』にもまったく同内容の記事がある。

68) 『九州日報』，明治45年５月６日。

69) 『九州日報』，明治45年５月11日。

70) 『九州日報』，明治45年６月５日。

71) 『九州日報』，明治45年６月27日。

72) 『九州日報』，大正元年８月３日。

73) 『九州日報』，大正元年８月６日。

74) 『九州日報』，大正元年８月６日。

75) 前掲『男爵山川先生伝』，222～223頁。

76) 同前，223頁。

77) 同前，223～224頁。

78) 『大阪毎日新聞』，大正元年８月９日。前掲『男爵山川先生伝』223頁より重引。

79) 前掲『男爵山川先生伝』，225頁。

80) 碑の建立年月日は今不明であるが，おそらく大正の早い時期であろう。『玄洋社社史』にはこの事件に関する記述がまったくない。

81）前掲『明道館史』。『西日本新聞』，昭和52年２月18日「おやまあ一〇〇年　新聞意外史　二八回ある駅員の死」。同，昭和52年４月８日「顕彰碑の再建計画」。同昭和53年５月８日「清水さんの顕彰碑再建」。『朝日新聞』，昭和53年５年９日「再建」（福岡版）。

82）山崎有信『豊前人物志』，昭和14年，発行所山崎有信。昭和48年復刻版，美夜古文化懇話会。ともに福岡県立図書館郷土資料室所蔵。

83）福沢諭吉『学問のすすめ』，岩波文庫，昭和17年，70～80頁。

84）前掲『学問のすすめ』，78～80頁。

85）これらの事件を含む多くの御真影殉職事件とそれをめぐる新聞などの論調は，岩本努『「御真影」に殉じた教師たち』，1989年，大月書店，に詳しいので参照されたい。なお同書において，②の久米由太郎の事件では，実際には御真影は焼失しておらず，久米の自殺には他の原因があったことが明らかにされている。

86）明治28年３月30日，高等師範学校卒業式「西園寺文部大臣演説」。『官報』第3525号，明治28年４月４日。

87）明治29年３月31日，高等師範学校卒業式「西園寺文部大臣演説大意」。『官報』第3826号，明治29年４月４日。ただし中川小十郎秘書官代読。

88）竹越与三郎「国民の気風」。『教育公報』（帝国教育会機関誌）215号，明治31年９月15日。

89）「徳育は忠孝に非ず」。『日刊世界之日本』，明治30年10月２日。

90）西園寺公望や竹越与三郎の「世界主義」については，野沢正子「世界主義」（本山幸彦編『明治教育世論の研究』上，1972年，福村出版，所収）に詳しい。また，拙論「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」（『人文学報』64号，平成元年３月，京都大学人文科学研究所）参照。

91）蕨村「根本的改革」。『萬朝報』，明治31年9月21日。

92）明治31年９月25日付「石川舜台意見書」。『京華日報』，明治31年10月９日。

93）論説「言論の取締りに対する政府の責任」。『京華日報』，明治31年９月30日。

94）論説「内務省の暴論」。『京華日報』，明治31年10月13日。

95）「西園寺文部の談話」。『教育時論』370号，明治28年７月25日，30頁。

96）江原素六の事件については，久木幸男の最新の研究「江原素六教育勅語変更演説事件」（『仏教大学教育学部論集』第４号，平４年12月，所収）に詳細である。

【後記】小論のための史料収集に当たって，社団法人玄洋社記念館財部一雄氏に種々ご教示頂いた。記して感謝の念を表したい。